

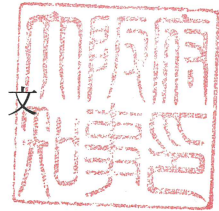
大阪府指令経支第1524号

大阪府八尾市太田新町8丁目218番地
新居紙器株式会社

令和6年6月27日付けで申請のあった新事業展開テイクオフ補助金は、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号)及び新事業展開テイクオフ補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり交付します。

令和6年8月5日

大阪府知事 吉村 洋文



記

- 1 補助金交付決定額 金1,000,000円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付条件
 - (1) 次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更(新事業展開テイクオフ補助金交付要綱第8条第1項に定める事項を除く。)をする場合
 - イ 補助事業の内容の変更(新事業展開テイクオフ補助金交付要綱第8条第2項に定める事項を除く。)をする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) 次のいずれかに該当する場合、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - ア 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は、補助事業の遂行が困難となった場合
 - イ 大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかに該当する場合
 - (3) 補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日の翌日から起算して14日以内又は令和7年2月14日のいずれか早い日までに事業実績報告書を知事に提出すること。